

松江市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

松江市国民健康保険条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 138 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第 1 章・第 2 章 略	第 1 章・第 2 章 略
第 3 章 資格確認書(第 11 条・ <u>第 12 条</u>)	第 3 章 資格確認書(第 11 条— <u>第 13 条</u>)
第 4 章 保険給付(<u>第 13 条—第 16 条</u>)	第 4 章 保険給付(<u>第 14 条—第 17 条</u>)
第 5 章 保健事業(<u>第 17 条</u>)	第 5 章 保健事業(<u>第 18 条</u>)
第 6 章 保険料(<u>第 18 条—第 21 条</u>)	第 6 章 保険料(<u>第 19 条—第 22 条</u>)
第 7 章 雜則(<u>第 22 条</u>)	第 7 章 雜則(<u>第 23 条</u>)
第 8 章 罰則(<u>第 23 条</u>)	第 8 章 罰則(<u>第 24 条</u>) <u>(資格確認書の返還)</u>
第 12 条 略 (一部負担金の処分請求)	第 12 条 世帯主は、被保険者がその資格を喪失したときに、資格確認書を返還することができないときは、被保険者資格喪失届に添えて誓約書(様式第 1 号)を提出しなければならない。
第 13 条 略 (一部負担金の処分請求)	第 13 条 略
第 14 条 保険医療機関又は保険薬局が、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。)第 42 条第 2 項の規定により、一部負担金の処分を請求するときは、一部負担金処分請求書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。 (一部負担金の減免又は支払猶予)	第 14 条 保険医療機関又は保険薬局が、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。)第 42 条第 2 項の規定により、一部負担金の処分を請求するときは、一部負担金処分請求書(様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。 (一部負担金の減免又は支払猶予)
第 15 条 災害その他特別の理由により、療養	第 15 条 災害その他特別の理由により、療養

の給付に係る一部負担金を支払うことが困難となったため、法第 44 条第 1 項の規定による一部負担金の減額、免除又は支払の猶予を受けようとする者は、その事実の生じた日後速やかに、一部負担金減免等申請書（様式第 2 号）にその事実を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、一部負担金の減額、免除又は徴収猶予を決定したときは、一部負担金減免等証明書（様式第 3 号）を申請者に交付する。
(出産育児一時金の支給)

第 15 条 条例第 6 条第 1 項の規定による出産育児一時金の支給を受けようとする世帯主は、国民健康保険出産育児一時金支給申請書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(葬祭費の支給)

第 16 条 条例第 7 条の規定による葬祭費の支給を受けようとする者は、国民健康保険葬祭費支給申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

第 17 条・第 18 条 略

(納付通知書等の様式)

第 19 条 条例第 30 条の規定による保険料の額の決定又は変更の通知は、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、左欄に掲げる通知書をもって行い、その様式はそれぞれ右欄に定めるところによるものとする。

様式名	区分	様式番号
国民健康	略	<u>様式第 6 号</u>

の給付に係る一部負担金を支払うことが困難となったため、法第 44 条第 1 項の規定による一部負担金の減額、免除又は支払の猶予を受けようとする者は、その事実の生じた日後速やかに、一部負担金減免等申請書（様式第 3 号）にその事実を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、一部負担金の減額、免除又は徴収猶予を決定したときは、一部負担金減免等証明書（様式第 4 号）を申請者に交付する。
(出産育児一時金の支給)

第 16 条 条例第 6 条第 1 項の規定による出産育児一時金の支給を受けようとする世帯主は、国民健康保険出産育児一時金支給申請書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(葬祭費の支給)

第 17 条 条例第 7 条の規定による葬祭費の支給を受けようとする者は、国民健康保険葬祭費支給申請書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

第 18 条・第 19 条 略

(納付通知書等の様式)

第 20 条 条例第 30 条の規定による保険料の額の決定又は変更の通知は、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、左欄に掲げる通知書をもって行い、その様式はそれぞれ右欄に定めるところによるものとする。

様式名	区分	様式番号
国民健康	略	<u>様式第 7 号</u>

保険料納付通知書			保険料納付通知書		
国民健康保険料納付通知書(過年・隨時分)	略	<u>様式第7号</u>	国民健康保険料納付通知書(過年・隨時分)	略	<u>様式第8号</u>
国民健康保険料納付通知書(口座振替分)	略	<u>様式第8号</u>	国民健康保険料納付通知書(口座振替分)	略	<u>様式第9号</u>
国民健康保険料納付通知書(過年・随时口座振替分)	略	<u>様式第9号</u>	国民健康保険料納付通知書(過年・随时口座振替分)	略	<u>様式第10号</u>
国民健康保険料決定(更正)通知書	略	<u>様式第10号</u>	国民健康保険料決定(更正)通知書	略	<u>様式第11号</u>
国民健康保険料決定(更正)通知書(過年・随时分)	略	<u>様式第11号</u>	国民健康保険料決定(更正)通知書(過年・随时分)	略	<u>様式第12号</u>
国民健康保険料仮徴収額決	略	<u>様式第12号</u>	国民健康保険料仮徴収額決	略	<u>様式第13号</u>

定通知書			定通知書		
国民健康保険料仮徴収額変更決定通知書	略	様式第13号	国民健康保険料仮徴収額変更通知書	略	様式第14号
国民健康保険料仮徴収額停止決定通知書	略	様式第14号	国民健康保険料仮徴収停止決定通知書	略	様式第15号

(督促)

第20条 条例第32条の規定による督促状を発するに当たっては、当該督促状を発する日から起算して10日を経過した日を納付すべき期限として指定するものとし、国民健康保険料督促状(様式第15号)によるものとする。

(徴収職員証)

第21条 保険料その他国民健康保険に係る徴収金の徴収又は滞納処分に従事する職員が、その業務を行う場合においては、国民健康保険料等徴収職員証(様式第16号)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示するものとする。

第22条・第23条 略

様式目次

様式第1号(第13条関係) 一部負担金処分請求書

様式第2号(第14条関係) 一部負担金減

(督促)

第21条 条例第32条の規定による督促状を発するに当たっては、当該督促状を発する日から起算して10日を経過した日を納付すべき期限として指定するものとし、国民健康保険料督促状(様式第16号)によるものとする。

(徴収職員証)

第22条 保険料その他国民健康保険に係る徴収金の徴収又は滞納処分に従事する職員が、その業務を行う場合においては、国民健康保険料等徴収職員証(様式第17号)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示するものとする。

第23条・第24条 略

様式目次

様式第1号(第12条関係) 誓約書

様式第2号(第14条関係) 一部負担金処分請求書

様式第3号(第15条関係) 一部負担金減

免等申請書	免等申請書
<u>様式第3号(第14条関係)</u> 一部負担金減免等証明書	<u>様式第4号(第15条関係)</u> 一部負担金減免等証明書
<u>様式第4号(第15条関係)</u> 国民健康保険出産育児一時金支給申請書	<u>様式第5号(第16条関係)</u> 国民健康保険出産育児一時金支給申請書
<u>様式第5号(第16条関係)</u> 国民健康保険葬祭費支給申請書	<u>様式第6号(第17条関係)</u> 国民健康保険葬祭費支給申請書
<u>様式第6号(第19条関係)</u> 国民健康保険料納付通知書	<u>様式第7号(第20条関係)</u> 国民健康保険料納付通知書
<u>様式第7号(第19条関係)</u> 国民健康保険料納付通知書(過年・隨時分)	<u>様式第8号(第20条関係)</u> 国民健康保険料納付通知書(過年・隨時分)
<u>様式第8号(第19条関係)</u> 国民健康保険料納付通知書(口座振替分)	<u>様式第9号(第20条関係)</u> 国民健康保険料納付通知書(口座振替分)
<u>様式第9号(第19条関係)</u> 国民健康保険料納付通知書(過年・隨時口座振替分)	<u>様式第10号(第20条関係)</u> 国民健康保険料納付通知書(過年・隨時口座振替分)
<u>様式第10号(第19条関係)</u> 国民健康保険料決定(更正)通知書	<u>様式第11号(第20条関係)</u> 国民健康保険料決定(更正)通知書
<u>様式第11号(第19条関係)</u> 国民健康保険料決定(更正)通知書(過年・隨時分)	<u>様式第12号(第20条関係)</u> 国民健康保険料決定(更正)通知書(過年・隨時分)
<u>様式第12号(第19条関係)</u> 国民健康保険料仮徴収額決定通知書	<u>様式第13号(第20条関係)</u> 国民健康保険料仮徴収額決定通知書
<u>様式第13号(第19条関係)</u> 国民健康保険料仮徴収額変更決定通知書	<u>様式第14号(第20条関係)</u> 国民健康保険料仮徴収額変更通知書
<u>様式第14号(第19条関係)</u> 国民健康保険料仮徴収額停止決定通知書	<u>様式第15号(第20条関係)</u> 国民健康保険料仮徴収停止決定通知書
<u>様式第15号(第20条関係)</u> 国民健康保険料督促状	<u>様式第16号(第21条関係)</u> 国民健康保険料督促状
<u>様式第16号(第21条関係)</u> 国民健康保険料等徴収職員証	<u>様式第17号(第22条関係)</u> 国民健康保険料等徴収職員証
<u>様式第1号(第13条関係)</u> 略	<u>様式第1号 別紙のとおり</u>
<u>様式第2号 別紙のとおり</u>	<u>様式第2号(第14条関係)</u> 略
	<u>様式第3号 別紙のとおり</u>

<u>様式第 3 号 別紙のとおり</u>	<u>様式第 4 号 別紙のとおり</u>
<u>様式第 4 号 別紙のとおり</u>	<u>様式第 5 号 別紙のとおり</u>
<u>様式第 5 号 別紙のとおり</u>	<u>様式第 6 号 別紙のとおり</u>
<u>様式第 6 号 别紙のとおり</u>	<u>様式第 7 号 别紙のとおり</u>
<u>様式第 7 号 别紙のとおり</u>	<u>様式第 8 号 别紙のとおり</u>
<u>様式第 8 号 别紙のとおり</u>	<u>様式第 9 号 别紙のとおり</u>
<u>様式第 9 号 别紙のとおり</u>	<u>様式第 10 号 别紙のとおり</u>
<u>様式第 10 号 别紙のとおり</u>	<u>様式第 11 号 别紙のとおり</u>
<u>様式第 11 号 别紙のとおり</u>	<u>様式第 12 号 别紙のとおり</u>
<u>様式第 12 号 别紙のとおり</u>	<u>様式第 13 号 别紙のとおり</u>
<u>様式第 13 号 别紙のとおり</u>	<u>様式第 14 号 别紙のとおり</u>
<u>様式第 14 号 别紙のとおり</u>	<u>様式第 15 号 别紙のとおり</u>
<u>様式第 15 号 别紙のとおり</u>	<u>様式第 16 号 别紙のとおり</u>
<u>様式第 16 号(第 21 条関係) 略</u>	<u>様式第 17 号(第 22 条関係) 略</u>

<改正前>

様式第1号(第12条関係)

誓 約 書

記号・番号	資格確認書の種別	資格喪失 被保険者氏名	返還できない理由
01—			

年　月　日付けの松江市国民健康保険の被保険者資格喪失に当たり、資格喪失届に添えて資格確認書を返還することができないので、下記のとおり誓約します。

記

- 1 資格喪失した資格確認書は使用しないで速やかに返還する。
- 2 紛失等により返還できないときは、資格確認書に起因する一切の事故について損害補償を含めたすべての責任を負う。

年　月　日

(あて先)松江市長

住所

世帯主

氏名

電話

届出人

<改正後>

様式第2号（第14条関係）

一部負担金減免等申請書

年　月　日

(あて先) 松江市長

申請者 住所_____

氏名_____ 個人番号_____

電話番号_____

次のとおり申請します。

被保険者記号・番号	(枝番)		
療養の給付を受ける者の 氏名		生年 月日	年　月　日 生
世帯主氏名			
傷病名		発病又は負傷年月日 年　月　日	
医療機関名称			入院・外来
区分 減額 免除 徴収猶予 一部負担金等免除	年　月　日　から　年　月　日　まで 割合　　割 期間　　か月		
事由			

<改正前>

様式第3号（第15条関係）

一部負担金減免等申請書

年　月　日

(あて先) 松江市長

申請者　住所_____

氏名_____ 個人番号_____

電話番号_____

次のとおり申請します。

被保険者記号・番号			
療養の給付を受ける者の 氏名		生年 月日	年　月　日 生
個人番号			
世帯主氏名			
傷病名			発病又は負傷年月日
			年　月　日
医療機関名称			
区分 減額	年　月　日　から	年　月　日　まで	
免除	割合	割	
徴収猶予	期間	か月	
一部負担金等免除			
事由			

<改正後>

様式第3号（第14条関係）

一部負担金減免等証明書

記号・番号			
療養の給付を受ける者の 氏名	生年 月日		年　月　日
世　帯　主	住所		
	氏名		
傷　病　名			発病又は負傷年月日
			年　月　日
医療機関名称	入院 外　來		
証明区分 減額	年　月　日　から　年　月　日　まで		
	割合	割	
	期間	か月	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　月　日

松江市長　印
氏　名

<お問い合わせ先>

<改正前>

様式第4号（第15条関係）

一部負担金減免等証明書

記号・番号			
療養の給付を受ける者の 氏名			生年 月日
世帯主	住所		
	氏名		
傷病名			発病又は負傷年月日
区分			
減額	年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで		
免除	割合	割	
徴収猶予	期間	か月	
一部負担金等免除			

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　　月　　日

松江市長　印
氏　名

様式第4号（第15条関係）

国民健康保険出産育児一時金支給申請書

支給額 円

上記金額を支給されるよう申請します。

ただし下記内訳のとおり

年 月 日

世帯主住所 _____

氏名 _____ 個人番号 _____

電話番号 _____

(あて先) 松江市長

受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。				
振込先	金融機関			(フリガナ)	
				口座名義人	
被保険者記号・番号			世帯主氏名		
出産した被保険者氏名			個人番号	世帯主との続柄	
出産の年月日			支払種別 (出生前の請求は、貸付となります。)	支給・貸付	
出産の週(日)数	週(日)				
世帯主以外の方が受領する場合は、下記の委任状を記入してください。					
委任状 年 月 日					
国民健康保険出産育児一時金の受領を下記の代理人に委任します。					
世帯主氏名 _____					
代理人住所 _____					
代理人氏名 _____ 個人番号 _____					
確認	1. 住民異動届による 2. 確認者氏名				

<改正前>

様式第5号（第16条関係）

国民健康保険出産育児一時金支給申請書

一金 円也

上記金額を支給されるよう申請します。

ただし下記内訳のとおり

年 月 日

申請者住所 _____

氏名 _____ 個人番号 _____

電話番号 _____

(あて先) 松江市長

振込先	金融機関			(フリガナ) 口座名義人						
		口座種別	普通・当座・その他()		口座番号
被保険者 記号・番号		世帯主氏名								
出産した被 保険者氏名		個人番号			世帯主 との続柄					
出産の 年月日	年 月 日	支払種別 (出生前の請求は、 貸付となります。)	支給・貸付							
出生児 の氏名		性別	男・女	世帯主 との続柄						
出産の種類	正常、早産(ヶ月)	流産(ヶ月)	死産(ヶ月)							
出産に立会つ た医師又は助 産師の証明	証明書 上記のとおり流産、死産(ヶ月)であることを証明します。 年 月 日 住所 氏名									
確認	1. 住民異動届による 2. 確認者氏名									

様式第5号（第16条関係）

国民健康保険葬祭費支給申請書

支給額 円

上記金額を支給されるよう申請します。

ただし下記内訳のとおり

年 月 日

葬祭を行う者

住所 _____

氏名 _____ 個人番号 _____

電話番号 _____

(あて先) 松江市長

受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。		
振込先	金融機関	(フリガナ) 口座名義人	
	口座種別 普通・当座・その他 ()	口座番号
被保険者 記号・番号			
死亡した被 保険者氏名			申請者 との続柄
死 亡 年 月 日	(喪失日)		
葬祭執行 年 月 日	交通事故等の 第三者行為		有 · 無

葬祭を行う者以外の方が受領する場合は、下記の委任状を記入してください。

委任状 年 月 日

国民健康保険葬祭費の受領を下記の代理人に委任します。

氏名 _____

(葬祭を行う者)

代理人住所 _____

代理人氏名 _____ 個人番号 _____

確 認	1. 住民異動届による 2. 確認者氏名
-----	----------------------------

<改正前>

様式第6号（第17条関係）

国民健康保険葬祭費支給申請書

一金 円也

上記金額を支給されるよう申請します。

ただし下記内訳のとおり

年 月 日

申請者住所 _____

氏名 _____ 個人番号 _____

電話番号 _____ - _____

(あて先) 松江市長

振込先	金融機関			(フリガナ) 口座名義人							
	口座種別	普通・当座・その他()		口座番号	:	:	:	:	:	:	
被保険者 記号・番号			世帯主氏名								
死亡した被 保険者氏名			個人番号		申請者 との続柄						
死 亡 年 月 日	年 月 日					(喪失日 年 月 日)					
葬祭執行 年 月 日				交通事故等の 第三者行為	有 · 無						
葬祭を行う 場 所											
確 認	1. 住民異動届による 2. 確認者氏名										

<改正後>

様式第6号（第19条関係）

年度 国民健康保険料 納付通知書

--	--

保険証番号
通知書番号

あなたの国民健康保険料について次のとおり
決定しましたので通知します。

年 月 日

松江市長
氏名

印

前回決定額	
今回決定額	

保険料納付方法等	
徴 収 方 法	
納 付 義 務 者	
生 年 月 日	性別
住 所	
特別徴収義務者名	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	円

※特別徴収は上記の年金から天引きされます。

国民健康保険料 賦課明細書

区分	所得割			被保険者均等割			世帯別平等割 平等割額⑦	算出合計額 $A=③+⑥+⑦$
	所得割の元となる ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤		
変更前	医療分	円	%	円	人	円	円	円
	支援金分	円	%	円	人	円	月	円
	介護分	円	%	円	人	円	円	円
変更後	医療分	円	%	円	人	円	円	円
	支援金分	円	%	円	人	円	月	円
	介護分	円	%	円	人	円	円	円

区分	軽減額				限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減免額 ⑪	年間保険料額 $(A-⑧-⑨+⑩-⑪)$
	軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額				
変更前	医療分	円	円	円	円	円	円	円
	支援金分	円	円	円	円	円	円	円
	介護分	円	円	円	円	円	円	円
変更後	医療分	円	円	円	円	円	円	円
	支援金分	円	円	円	円	円	円	円
	介護分	円	円	円	円	円	円	円

※内訳等については、4・5ページをご覧ください。

※軽減額⑧欄中の「軽減」は、所得に応じて軽減される割合を記載しています。

※介護分は、40歳以上65歳未満の方に賦課されます。

※賦課限度額は下記の金額です。

医療分	
支援金分	
介護分	

前回決定額
今回決定額

年度

納付年月／普通徴収の納期	決定(変更)前(円)		決定(変更)後(円)		納付済額(円)		差引納付額(円)	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
合計								

※変更前の保険料を納付済みの場合は、変更後保険料との差額を納付していただきます。

※納付済額は、この通知書の作成日時点で把握できたものが記載されています。

※普通徴収は納付書又は口座振替で納付してください。 ※特別徴収は年金から引き去りされます。

國 民 健 康 保 險 料 個 人 明 細 書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 擬制世帯主 S : 非自発の失業者 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															

※*印・S印が示されている月が保険料計算の対象となります。

※G : 擬制世帯主とは国保加入者ではない世帯主のことです。

国 民 健 康 保 險 料 個 人 明 細 書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 摘制世帯主 S : 非自発的失業者 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															

※個人毎の所得割額・均等割額と平等割額の合計が、保険料となります。

ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。

※限度超過世帯の被保険者人数に異動（増減）や総所得の変更があっても年間保険料に変更がない場合があります。

変更理由

※保険料や納付方法等に変更があった場合に記載しています。

松江市

年度 国民健康保険料 納入済通知書(公)

加入者名	口座番号	金額	円
賦課年度	対象年度	通知書番号	期別
記号・番号	納期限		



督促手数料	延滞金(報奨金)	合計	領収日付印
□ □ □ 円	□ □ □ □ □ □ 円	□	
氏 納付名者	(CVS等収納用)		
收 納 用 コンビニ 等			

松江市

年度 国民健康保険料 納入済通知書(公)

原符

納付者氏名	
賦課年度	対象年度
通知書番号	
期 別	記号・番号
納 期 限	
金 額	円
督促手数料	円
延 滞 金	円
報 奨 金	円
合 計	円

(主管課名)	領収日付印
取扱代行 CVS	

領収証書(公)

納付者氏名	
賦課年度	
対象年度	
科 目	
通知書番号	
記号・番号	
期 別	
納 期 限	
金 額	円
督促手数料	円
延滞金	円
報奨金	円
合 計	円

領収日付印	

■ 国民健康保険料の納期

国民健康保険料は第1期(6月)に年間保険料が確定しますので、通常は、年間保険料を第1期(6月)から第10期(3月)の10回で納めていただくことになります。

年度途中の加入の場合は、届出月又は届出月の翌月からお支払いが開始となります。

なお、一定の条件に当てはまる世帯は、世帯主の年金から保険料を引き去る「特別徴収」によるお支払いとなります。

■ 納付義務者は世帯主

国民健康保険では、一人ひとりが被保険者となります。加入は世帯ごとになります。保険料の納付も世帯ごとで、納付義務者は原則として世帯主です。

また、世帯主自身が他の健康保険に加入しているような場合でも、納付義務者は世帯主(擬制世帯主)で、納付通知書は世帯主宛に送付します。

1 保険料賦課の根拠となった法律及び条例

国民健康保険法第76条及び松江市国民健康保険条例第11条の規定に基づき賦課しています。納付義務者は国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主となっています。

2 保険料の計算方法、料率

(1) 基礎賦課額(医療分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第16条の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。
- ④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。
- ⑤ 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がいる世帯については、条例第29条の3の規定により、被保険者均等割額を減額しています。

(2) 後期高齢者支援金等賦課額(後期高齢者支援金分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第20条の5の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。
- ④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。
- ⑤ 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がいる世帯については、条例第29条の3の規定により、被保険者均等割額を減額しています。

(3) 介護納付金賦課額(介護分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している介護保険第2号被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第24条の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び第2号被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。

④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。

3 決定保険料

年間の決定保険料の額は、世帯の『医療分』、『後期高齢者支援金分』及び『介護分』を合算した額となっています。普通徴収に係る期別の納付額は、年間の決定保険料から特別徴収に係る保険料を引いた額を納付回数で割った金額となります。特別徴収に係る保険料は、1期から3期が仮徴収分、4期から6期が本徴収分となります。

4 督促及び滞納処分

納期限までに保険料が完納されないときは、督促状を発し督促手数料80円を徴収します。督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに督促に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分をすることがあります。

5 延滞金の計算

納期限までに保険料を完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額(1,000円未満の端数は切り捨て、2,000円未満はその全額を切り捨て)に、年14.6% (納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3%) を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、年14.6%及び年7.3%は、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%を加算した割合)が年7.3%に満たない場合には、年14.6%については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%)とします。延滞金の額は、100円未満の端数金額を切り捨て、1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

6 審査請求及び取消訴訟

この納付通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納付通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。

この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

7 通知した保険料の額について

同一世帯の国民健康保険の被保険者全員に係る保険料の合計額を通知しています。

- 請求書発行者とコンビニエンスストア等とは収納事務委託契約を締結しています。この契約に基づき、コンビニエンスストア等は請求書発行者に代わり請求金額を「代理受領」しています。
- 金額訂正した場合、バーコードの印字がない場合、バーコードの読み取れがない場合、納付額が30万円を超える場合、コンビニエンスストア等ではお取り扱いできません。
- 収納票のコピー、バーコードの写真やスクリーンショットによるお支払いはできません。
- 納付者控及びレシートは払込みの証拠になるため、受領後、大切に保管してください。

お問い合わせ先

納付場所

<改正前>

様式第7号(第20条関係)

年度 国民健康保険料 納付通知書

記号・番号
通知書番号

あなたの国民健康保険料について次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

松江市長
氏名 印

前回決定額	円
今回決定額	円

国民健康保険料 賦課明細書

区分	所得割			均等割			平等割	算出合計額 A=③+⑥+⑦
	所得割の元となる額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤		
変更前	医療分	円	%	円	人	円	円	円
	後期高齢者支援金分	円	%	円	人	円	円	円
	介護分	円	%	円	人	円	円	円
変更後	医療分	円	%	円	人	円	円	円
	後期高齢者支援金分	円	%	円	人	円	円	円
	介護分	円	%	円	人	円	円	円

区分	軽減額		限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減免額 ⑪	年間保険料 (A-⑧-⑨+⑩-⑪)	前回決定額 円
	軽減	⑧					
変更前	医療分	円	円	円	円	円	円
	後期高齢者支援金分		円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円
変更後	医療分	円	円	円	円	円	円
	後期高齢者支援金分		円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円

※ 内訳等については、4・5ページをご覧ください。

※ 軽減額⑧欄中の「軽減」は、所得に応じて軽減される割合を記載しています。

※ 介護分は、40歳以上65歳未満の方に賦課されます。

※ 限度額は下記の金額です。

医療分	円
後期高齢者支援金分	円
介護分	円

年度

※ 変更前の保険料を納付済みの場合は、変更後保険料との差額を納付していただきます。

※ 普通徴収は納付書又は口座振替で納付してください。

※ 特別徴収は右記の年金から引き去りされます。

特別徴収義務者
特別徴収対象年金

國民健康保険料個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 擬制世帯主 S : 非自発的失業 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																

※ *印・S印が示されている月が保険料計算の対象となります。

※ G : 擬制世帯主とは国保加入者ではない世帯主のことです。

國民健康保険料個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 擬制世帯主 S : 非自発的失業 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																

※ 個人毎の所得割額・均等割額と平等割額の合計が、保険料となります。

ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。

※ 限度超過世帯の被保険者人数に異動(増減)や総所得の変更があっても年間保険料に変更がない場合があります。

变更理由

※ 保険料や納付方法等に変更があった場合に記載しています。

松江市

松江市

年度 国民健康保険料

領收済通知書

加入者名				口座番号			金額			
賦課年度			対象年度		通知書番号			期別		
照会コード				納期限			コンビニ取扱期限			
<div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> ▼ </div>										
<div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> ▲ </div>										
督促手数料	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		円	延滞金	<input type="text"/>			円	合計	円
納付者氏名										
コンビニ収納用	(CVS収納用)								領収日付印	

公

松江市

加入者名	
口座番号	

年度 国民健康保険料

納付書(原符)

納付者氏名			
賦課年度		対象年度	
通知書番号			
期 別		照会コード	
納 期 限			
金 額	円		
督促手数料	円		
延 滞 金	円		
合 計	円		
コンビニ 取扱期限			

切り取らないでお出しください。

公

松江市 領収証書

納付者氏名	
賦課年度	
対象年度	
科目	
通知書番号	
照会コード	
期別	
納期限	
金額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
コンビニ取扱期限	
本書の金額を領収しました。	領収日付印

■ 国民健康保険料の納期

国民健康保険料は第1期(6月)に年間保険料が確定しますので、通常は、年間保険料を第1期(6月)から第10期(3月)の10回で納めていただくことになります。

年度途中の加入の場合は、届出月又は届出月の翌月からお支払いが開始となります。

なお、一定の条件に当てはまる世帯は、世帯主の年金から保険料を引き去る「特別徴収」によるお支払いとなります。

■ 納付義務者は世帯主

国民健康保険では、一人ひとりが被保険者となります。加入は世帯ごとになります。保険料の納付も世帯ごとで、納付義務者は原則として世帯主です。

また、世帯主自身が他の健康保険に加入しているような場合でも、納付義務者は世帯主(擬制世帯主)で、納付通知書は世帯主宛に送付します。

1 保険料賦課の根拠となった法律及び条例

国民健康保険法第76条及び松江市国民健康保険条例第11条の規定に基づき賦課しています。納付義務者は国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主となっています。

2 保険料の計算方法、料率

(1) 基礎賦課額(医療分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第16条の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。
- ④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。
- ⑤ 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がいる世帯については、条例第29条の3の規定により、被保険者均等割額を減額しています。

(2) 後期高齢者支援金等賦課額(後期高齢者支援金分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第20条の5の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。
- ④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。
- ⑤ 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がいる世帯については、条例第29条の3の規定により、被保険者均等割額を減額しています。

(3) 介護納付金賦課額(介護分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している介護保険第2号被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第24条の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び第2号被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。

④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。

3 決定保険料

年間の決定保険料の額は、世帯の『医療分』、『後期高齢者支援金分』及び『介護分』を合算した額となっています。普通徴収に係る期別の納付額は、年間の決定保険料から特別徴収に係る保険料を引いた額を納付回数で割った金額となります。特別徴収に係る保険料は、1期から3期が仮徴収分、4期から6期が本徴収分となります。

4 督促及び滞納処分

納期限までに保険料が完納されないときは、督促状を発し督促手数料80円を徴収します。督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに督促に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分をすることがあります。

5 延滞金の計算

納期限までに保険料を完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額(1,000円未満の端数は切り捨て、2,000円未満はその全額を切り捨て)に、年14.6% (納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3%) を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、年14.6%及び年7.3%は、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%を加算した割合)が年7.3%に満たない場合には、年14.6%については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%)とします。延滞金の額は、100円未満の端数金額を切り捨て、1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

6 審査請求及び取消訴訟

この納付通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納付通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。

この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

7 通知した保険料の額について

同一世帯の国民健康保険の被保険者全員に係る保険料の合計額を通知しています。

納付場所

●松江市が提携するコンビニエンスストア及びスマートフォン決済事業者では松江市に代わり、国民健康保険料を代理受領しています。

●領収証書及びレシートは払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

●30万円を超える場合、バーコードが印字されていない又は読み取れない場合、コンビニ取扱期限を過ぎている場合、金額が訂正されている場合は、コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでは納付できません。

お問い合わせ先

<改正後>

様式第7号（第19条関係）
年度 国民健康保険料 納付通知書

保険証番号
通知書番号

あなたの国民健康保険料について次のとおり
決定しましたので通知します。

令和 年 月 日

松江市長
氏名

印

前回決定額	
今回決定額	

保険料納付方法等	
徴 収 方 法	
納 付 義 務 者	
生 年 月 日	性別
住 所	
特別徴収義務者名	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	円

※特別徴収は上記の年金から天引きされます。

国民健康保険料 賦課明細書

区分	所得割			被保険者均等割			世帯別平等割 平等割額⑦	算出合計額 $A=③+⑥+⑦$
	所得割の元となる額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤		
変更前 医療分	円	%	円	円	人	円	特定	円
	円	%	円	円	人	円		円
	円	%	円	円	人	円		円
	円	%	円	円	人	円	月	円
	円	%	円	円	人	円		円
	円	%	円	円	人	円		円

区分	軽減額				限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減免額 ⑪	年間保険料額 (A-⑧-⑨+⑩-⑪)
	軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額				
変更前 医療分	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円

※内訳等については、4・5ページをご覧ください。

※軽減額⑧欄中の「軽減」は、所得に応じて軽減される割合を記載しています。

※介護分は、40歳以上65歳未満の方に賦課されます。

※賦課限度額は下記の金額です。

医療分	
支援金分	
介護分	

前回決定額
今回決定額

年度

納付年月／普通徴収の納期	決定（変更）前(円)		決定（変更）後(円)		納付済額（円）		差引納付額（円）	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
合計								

※変更前の保険料を納付済みの場合は、変更後保険料との差額を納付していただきます。

※納付済額は、この通知書の作成日時点で把握できたものが記載されています。

※普通徴収は納付書又は口座振替で納付してください。 ※特別徴収は年金から引き去りされます。

國 民 健 康 保 險 料 個 人 明 細 書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 摘制世帯主 S : 非自発的失業者 (月)													所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																

※*印・S印が示されている月が保険料計算の対象となります。

※G : 摘制世帯主とは国保加入者ではない世帯主のことです。

國 民 健 康 保 險 料 個 人 明 細 書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 擬制世帯主 S : 非自発的失業者 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															

※個人毎の所得割額・均等割額と平等割額の合計が、保険料となります。

ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。

※限度超過世帯の被保険者人数に異動（増減）や総所得の変更があっても年間保険料に変更がない場合があります。

变更理由

※保険料や納付方法等に変更があった場合に記載しています。

松江市

年度 国民健康保険料 納入済通知書(公)

加入者名	口座番号			金額	円	
賦課年度	対象年度	通知書番号		期別		
記号・番号		納期限				

▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼



督促手数料	延滞金(報奨金)	合計	領収日付印
□□□ 円	□□□□□ 円		
氏 納付名者			
(CVS等収納用)			
取 納 用 コ ナン ピ 二 等			

松江市

年度 国民健康保険料 納入済通知書(公)

原符

納付者氏名	
賦課年度	対象年度
通知書番号	
期 別	記号・番号
納 期 限	
金 領	円
督促手数料	円
延滞金	円
報 奨 金	円
合 計	円

(主管課名)	領収日付印
収納代行 CVS	

領収証書(公)

納付者氏名	
賦課年度	
対象年度	
科 目	
通知書番号	
記号・番号	
期 別	
納 期 限	
金 領	円
督促手数料	円
延滞金	円
報 奨 金	円
合 計	円

領収日付印	

1 保険料賦課の根拠となった法律及び条例

国民健康保険法第76条及び松江市国民健康保険条例第11条の規定に基づき賦課しています。納付義務者は国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主となっています。

2 督促及び滞納処分

納期限までに保険料が完納されないときは、督促状を発し督促手数料80円を徴収します。督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに督促に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分をすることがあります。

3 延滞金の計算

納期限までに保険料を完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額(1,000円未満の端数は切り捨て、2,000円未満はその全額を切り捨て)に、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3%)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、年14.6%及び年7.3%は、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%を加算した割合)が年7.3%に満たない場合には、年14.6%については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%)とします。延滞金の額は、100円未満の端数金額を切り捨て、1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

4 審査請求及び取消訴訟

この納付通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納付通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 通知した保険料の額について

同一世帯の国民健康保険の被保険者全員に係る保険料の合計額を通知しています。

●請求書発行者とコンビニエンスストア等

とは収納事務委託契約を締結しています。

この契約に基づき、コンビニエンスストア等は請求書発行者に代わり請求金額を「代理受領」しています。

●金額訂正した場合、バーコードの印字が

ない場合、バーコードの読み取りができない場合、納付額が30万円を超える場合、コンビニエンスストア等ではお取り扱いできません。

●収納票のコピー、バーコードの写真やスクリーンショットによるお支払いはできません。

●納付者控及びレシートは払込みの証拠になるため、受領後、大切に保管してください。

納付場所

お問い合わせ先

<改正前>

様式第8号(第20条関係)

年度 国民健康保険料 納付通知書

記号・番号
通知書番号

あなたの国民健康保険料について次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

松江市長
氏名 印

前回決定額	円
今回決定額	円

国民健康保険料 賦課明細書

区分	所得割			均等割			平等割	算出合計額 A=③+⑥+⑦
	所得割の元となる額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤		
変更前	医療分	円	%	円	人	円	円	円
	後期高齢者支援金分	円	%	円	人	円	円	円
	介護分	円	%	円	人	円	円	円
変更後	医療分	円	%	円	人	円	円	円
	後期高齢者支援金分	円	%	円	人	円	円	円
	介護分	円	%	円	人	円	円	円

区分	軽減額		限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減免額 ⑪	年間保険料 (A-⑧-⑨+⑩-⑪)	前回決定額
	軽減	⑧					円
変更前	医療分	円	円	円	円	円	円
	後期高齢者支援金分		円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円
変更後	医療分	円	円	円	円	円	円
	後期高齢者支援金分		円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円

※ 内訳等については、4・5ページをご覧ください。

※ 軽減額⑧欄中の「軽減」は、所得に応じて軽減される割合を記載しています。

※ 介護分は、40歳以上65歳未満の方に賦課されます。

※ 限度額は下記の金額です。

医療分	円
後期高齢者支援金分	円
介護分	円

年度

※ 変更前の保険料を納付済みの場合は、変更後保険料との差額を納付していただきます。

※ 普通徴収は納付書又は口座振替で納付してください。

※ 特別徴収は右記の年金から引き去りされます。

特別徴収義務者
特別徴収対象年金

國民健康保険料個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	*:国保加入者 G:擬制世帯主 S:非自発的失業 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															

※ *印・S印が示されている月が保険料計算の対象となります。

※ G : 擬制世帯主とは国保加入者ではない世帯主のことです。

國民健康保険料個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 擬制世帯主 S : 非自発的失業 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																

※ 個人毎の所得割額・均等割額と平等割額の合計が、保険料となります。

ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。

※ 限度超過世帯の被保険者人数に異動(増減)や総所得の変更があっても年間保険料に変更がない場合があります。

变更理由

※ 保険料や納付方法等に変更があった場合に記載しています。

④ 松江市

年度 国民健康保険料

領収済通知書

加入者名			口座番号			金額		
賦課年度		対象年度		通知書番号		期別		
照会コード			納期限			コンビニ取扱期限		
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 0 auto;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ </div>								
督促手数料	□□□ 円		延滞金	□□□□□□□□□□□□□□ 円		合計		
納付者名								
コンビニ収納用	(CVS収納用)					領収日付印		

⑤

松江市

加入者名	
口座番号	

年度 国民健康保険料

納付書(原符)

納付者氏名

賦課年度		対象年度	
通知書番号			
期別		照会コード	
納期限			
金額			
督促手数料			
延滞金			
合計			
コンビニ取扱期限			

(主管課名)	領収日付印
収納代行 CNS	

⑥

松江市 領収証書

納付者氏名

賦課年度
対象年度
科目
通知書番号
照会コード
期別
納期限

切り取らないでお出しください。

金額
督促手数料
延滞金
合計
コンビニ取扱期限

合計
コンビニ取扱期限

領収日付印
本書の金額を領収しました。

1 保険料賦課の根拠となった法律及び条例

国民健康保険法第76条及び松江市国民健康保険条例第11条の規定に基づき賦課しています。納付義務者は国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主となっています。

2 督促及び滞納処分

納期限までに保険料が完納されないときは、督促状を発し督促手数料80円を徴収します。督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに督促に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分をすることがあります。

3 延滞金の計算

納期限までに保険料を完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額(1,000円未満の端数は切り捨て、2,000円未満はその全額を切り捨て)に、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3%)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、年14.6%及び年7.3%は、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%を加算した割合)が年7.3%に満たない場合には、年14.6%については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%)とします。延滞金の額は、100円未満の端数金額を切り捨て、1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

4 審査請求及び取消訴訟

この納付通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納付通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 通知した保険料の額について

同一世帯の国民健康保険の被保険者全員に係る保険料の合計額を通知しています。

<改正後>

様式第8号（第19条関係） 年度 国民健康保険料 納付通知書

保険料納付方法等	
徴 収 方 法	
納 付 義 務 者	
生 年 月 日	
住 所	
特別徴収義務者名	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	円

※特別徴収は上記の年金から天引きされます。

保険証番号
通知書番号

あなたの国民健康保険料について次のとおり
決定しましたので通知します。

年 月 日

松江市長
氏 名

印

前回決定額	
今回決定額	

国民健康保険料 賦課明細書

区分	所得割			均等割			平等割		算出合計額 A=(③)+(⑥)+(⑦)
	所得割の元となる額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤	平等割額 特定 ⑦		
変更前	医療分	円	%	円	人	円		円	円
	支援金分	円	%	円	人	円	月	円	円
	介護分	円	%	円	人	円		円	円
変更後	医療分	円	%	円	人	円		円	円
	支援金分	円	%	円	人	円	月	円	円
	介護分	円	%	円	人	円		円	円

区分	軽減額				限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減免額 ⑪	年間保険料額 (A-(⑧)-(⑨)+(⑩)-(⑪))
	軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額				
変更前	医療分	円	円	円	円	円	円	円
	支援金分	円	円	円	円	円	円	円
	介護分	円	円	円	円	円	円	円
変更後	医療分	円	円	円	円	円	円	円
	支援金分	円	円	円	円	円	円	円
	介護分	円	円	円	円	円	円	円

※内訳等については、4・5ページをご覧ください。

※軽減額⑧欄中の「軽減」は、所得に応じて軽減される割合を記載しています。

※介護分は、40歳以上65歳未満の方に賦課されます。

※賦課限度額は下記の金額です。

医療分	
支援金分	
介護分	

前回決定額
今回決定額

年度

納付年月／普通徴収の納期	決定（変更）前(円)		決定（変更）後(円)		納付済額(円)		差引納付額(円)	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
合 計								

※変更前の保険料を納付済みの場合は、変更後保険料との差額を納付していただきます。

※納付済額は、この通知書の作成日時点で把握した金額を記載しています。

※普通徴収は納付書又は口座振替で納付してください。※特別徴収は年金から引き去りされます。

國 民 健 康 保 險 料 個 人 明 細 書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 擬制世帯主 S : 非自発的失業(月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															

※*印・S印が示されている月が保険料計算の対象となります。

※G : 擬制世帯主とは国保加入者ではない世帯主のことです。

國 民 健 康 保 険 料 個 人 明 細 書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 摘制世帯主 S : 非自発的失業者 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															

※個人毎の所得割額・均等割額と平等割額の合計が、保険料となります。

ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。

※限度超過世帯の被保険者人数に異動（増減）や総所得の変更があっても年間保険料に変更がない場合があります。

变更理由

※保険料や納付方法等に変更があった場合に記載しています。

口座振替納付通知書（全期前納口座振替者用）

氏名		通知書番号	
----	--	-------	--

●振替口座

金融機関名			
口座種別		口座番号	
主義人			

●口座振替日及び保険料

納期	全期
口座振替日	
保険料	円

※ 口座振替日に、指定された口座から自動的に引き落とされます。

口座振替納付通知書（期別口座振替者用）

氏名	通知書番号		
様			

●振替口座

金融機関名			
口座種別		口座番号	
主義人			

●口座振替日及び保険料

納期	第1期	第2期	第3期	第4期
口座振替日				
保険料	円	円	円	円

納期	第5期	第6期	第7期	第8期
口座振替日				
保険料	円	円	円	円

納期	第9期	第10期		
口座振替日				
保険料	円	円	円	円

※ 口座振替日に、指定された口座から自動的に引き落とされます。

■ 国民健康保険料の納期

国民健康保険料は第1期(6月)に年間保険料が確定しますので、通常は、年間保険料を第1期(6月)から第10期(3月)の10回で納めていただくことになります。

年度途中の加入の場合は、届出月又は届出月の翌月からお支払いが開始となります。

なお、一定の条件に当てはまる世帯は、世帯主の年金から保険料を引き去る「特別徴収」によるお支払いとなります。

■ 納付義務者は世帯主

国民健康保険では、一人ひとりが被保険者となります。加入は世帯ごとになります。保険料の納付も世帯ごとで、納付義務者は原則として世帯主です。

また、世帯主自身が他の健康保険に加入しているような場合でも、納付義務者は世帯主(擬制世帯主)で、納付通知書は世帯主宛に送付します。

1 保険料賦課の根拠となった法律及び条例

国民健康保険法第76条及び松江市国民健康保険条例第11条の規定に基づき賦課しています。納付義務者は国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主となっています。

2 保険料の計算方法、料率

(1) 基礎賦課額(医療分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第16条の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。
- ④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。
- ⑤ 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がいる世帯については、条例第29条の3の規定により、被保険者均等割額を減額しています。

(2) 後期高齢者支援金等賦課額(後期高齢者支援金分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第20条の5の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。
- ④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。
- ⑤ 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がいる世帯については、条例第29条の3の規定により、被保険者均等割額を減額しています。

(3) 介護納付金賦課額(介護分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している介護保険第2号被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第24条の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び第2号被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。

④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。

3 決定保険料

年間の決定保険料の額は、世帯の『医療分』、『後期高齢者支援金分』及び『介護分』を合算した額となっています。普通徴収に係る期別の納付額は、年間の決定保険料から特別徴収に係る保険料を引いた額を納付回数で割った金額となります。特別徴収に係る保険料は、1期から3期が仮徴収分、4期から6期が本徴収分となります。

4 督促及び滞納処分

納期限までに保険料が完納されないときは、督促状を発し督促手数料80円を徴収します。督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに督促に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分をすることがあります。

5 延滞金の計算

納期限までに保険料を完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額(1,000円未満の端数は切り捨て、2,000円未満はその全額を切り捨て)に、年14.6% (納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3%) を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、年14.6%及び年7.3%は、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%を加算した割合)が年7.3%に満たない場合には、年14.6%については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%)とします。延滞金の額は、100円未満の端数金額を切り捨て、1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

6 審査請求及び取消訴訟

この納付通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納付通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。

この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

7 通知した保険料の額について

同一世帯の国民健康保険の被保険者全員に係る保険料の合計額を通知しています。

<改正前>

様式第9号(第20条関係)

年度 国民健康保険料 納付通知書

記号・番号
通知書番号

あなたの国民健康保険料について次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

松江市長
氏名 印

前回決定額	円
今回決定額	円

国民健康保険料 賦課明細書

区分	所得割			均等割			平等割	算出合計額 A=③+⑥+⑦
	所得割の元となる額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤		
変更前	医療分	円	%	円	人	円	円	円
	後期高齢者支援金分	円	%	円	人	円	円	円
	介護分	円	%	円	人	円	円	円
変更後	医療分	円	%	円	人	円	円	円
	後期高齢者支援金分	円	%	円	人	円	円	円
	介護分	円	%	円	人	円	円	円

区分	軽減額		限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減免額 ⑪	年間保険料 (A-⑧-⑨+⑩-⑪)	前回決定額 円
	軽減	⑧					
変更前	医療分	円	円	円	円	円	円
	後期高齢者支援金分		円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円
変更後	医療分	円	円	円	円	円	円
	後期高齢者支援金分		円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円

※ 内訳等については、4・5ページをご覧ください。

※ 軽減額⑧欄中の「軽減」は、所得に応じて軽減される割合を記載しています。

※ 介護分は、40歳以上65歳未満の方に賦課されます。

※ 限度額は下記の金額です。

医療分	円
後期高齢者支援金分	円
介護分	円

年度

※ 変更前の保険料を納付済みの場合は、変更後保険料との差額を納付していただきます。

※ 普通徴収は納付書又は口座振替で納付してください。

※ 特別徴収は右記の年金から引き去りされます。

特別徴収義務者
特別徴収対象年金

國民健康保険料個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	*:国保加入者 G:擬制世帯主 S:非自発的失業 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															

※ *印・S印が示されている月が保険料計算の対象となります。

※ G : 擬制世帯主とは国保加入者ではない世帯主のことです。

國民健康保険料個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 擬制世帯主 S : 非自発的失業 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																

※ 個人毎の所得割額・均等割額と平等割額の合計が、保険料となります。

ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。

※ 限度超過世帯の被保険者人数に異動(増減)や総所得の変更があっても年間保険料に変更がない場合があります。

变更理由

※ 保険料や納付方法等に変更があった場合に記載しています。

口座振替納付通知書(全期前納口座振替者用)

氏名		通知書番号	
----	--	-------	--

■ 振替口座

金融機関名			
口座種別		口座番号	
名義人			

■ 口座振替日及び保険料

口座振替日	
保険料	円

※ 口座振替日に、指定された口座から自動的に引き落とされます。

口座振替納付通知書(期別口座振替者用)

氏名		通知書番号	
----	--	-------	--

■ 振替口座

金融機関名			
口座種別		口座番号	
名義人			

■ 口座振替日及び保険料

納期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
口座振替日				
保 険 料	円	円	円	円

納期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
口座振替日				
保 険 料	円	円	円	円

納期	第 9 期	第 10 期		
口座振替日				
保 険 料	円	円		

※ 口座振替日に、指定された口座から自動的に引き落とされます。

■ 国民健康保険料の納期

国民健康保険料は第1期(6月)に年間保険料が確定しますので、通常は、年間保険料を第1期(6月)から第10期(3月)の10回で納めていただくことになります。

年度途中の加入の場合は、届出月又は届出月の翌月からお支払いが開始となります。

なお、一定の条件に当てはまる世帯は、世帯主の年金から保険料を引き去る「特別徴収」によるお支払いとなります。

■ 納付義務者は世帯主

国民健康保険では、一人ひとりが被保険者となります。加入は世帯ごとになります。保険料の納付も世帯ごとで、納付義務者は原則として世帯主です。

また、世帯主自身が他の健康保険に加入しているような場合でも、納付義務者は世帯主(擬制世帯主)で、納付通知書は世帯主宛に送付します。

1 保険料賦課の根拠となった法律及び条例

国民健康保険法第76条及び松江市国民健康保険条例第11条の規定に基づき賦課しています。納付義務者は国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主となっています。

2 保険料の計算方法、料率

(1) 基礎賦課額(医療分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第16条の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。
- ④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。
- ⑤ 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がいる世帯については、条例第29条の3の規定により、被保険者均等割額を減額しています。

(2) 後期高齢者支援金等賦課額(後期高齢者支援金分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第20条の5の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。
- ④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。
- ⑤ 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がいる世帯については、条例第29条の3の規定により、被保険者均等割額を減額しています。

(3) 介護納付金賦課額(介護分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している介護保険第2号被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第24条の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び第2号被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。

④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。

3 決定保険料

年間の決定保険料の額は、世帯の『医療分』、『後期高齢者支援金分』及び『介護分』を合算した額となっています。普通徴収に係る期別の納付額は、年間の決定保険料から特別徴収に係る保険料を引いた額を納付回数で割った金額となります。特別徴収に係る保険料は、1期から3期が仮徴収分、4期から6期が本徴収分となります。

4 督促及び滞納処分

納期限までに保険料が完納されないときは、督促状を発し督促手数料80円を徴収します。督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに督促に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分をすることがあります。

5 延滞金の計算

納期限までに保険料を完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額(1,000円未満の端数は切り捨て、2,000円未満はその全額を切り捨て)に、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3%)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、年14.6%及び年7.3%は、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%を加算した割合)が年7.3%に満たない場合には、年14.6%については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%)とします。延滞金の額は、100円未満の端数金額を切り捨て、1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

6 審査請求及び取消訴訟

この納付通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納付通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。

この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

7 通知した保険料の額について

同一世帯の国民健康保険の被保険者全員に係る保険料の合計額を通知しています。

<改正後>

様式第9号（第19条関係） 年度 国民健康保険料 納付通知書

（記入欄）	
-------	--

保険証番号
通知書番号

あなたの国民健康保険料について次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

松江市長
氏 名

印

前回決定額	
今回決定額	

保険料納付方法等	
徴収方法	
納付義務者	
生年月日	性別
住所	
特別徴収義務者名	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	円

※特別徴収は上記の年金から天引きされます。

国民健康保険料 賦課明細書

区分	所得割			均等割			平等割		算出合計額 A=③+⑥+⑦
	所得割の元となる額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤	平等割額 特定 ⑦		
変更前	医療分	円	%	円	人	円	円	円	円
	支援金分	円	%	円	人	円	月	円	円
	介護分	円	%	円	人	円	円	円	円
変更後	医療分	円	%	円	人	円	円	円	円
	支援金分	円	%	円	人	円	月	円	円
	介護分	円	%	円	人	円	円	円	円

区分	軽減額				限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減免額 ⑪	年間保険料額 (A-⑧-⑨+⑩-⑪)
	軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額				
変更前	医療分	円	円	円	円	円	円	円
	支援金分	円	円	円	円	円	円	円
	介護分	円	円	円	円	円	円	円
変更後	医療分	円	円	円	円	円	円	円
	支援金分	円	円	円	円	円	円	円
	介護分	円	円	円	円	円	円	円

※内訳等については、4・5ページをご覧ください。

※軽減額⑧欄中の「軽減」は、所得に応じて軽減される割合を記載しています。

※介護分は、40歳以上65歳未満の方に賦課されます。

※賦課限度額は下記の金額です。

医療分	
支援金分	
介護分	

前回決定額	
今回決定額	

年度

※変更前の保険料を納付済みの場合は、変更後保険料との差額を納付していただきます。

※納付済額は、この通知書の作成日時点で把握した金額を記載しています。

*普通徴収は納付書又は日座振替で納付してください。*特別徴収は年金から引き去りされます。

國 民 健 康 保 險 料 個 人 明 細 書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 擬制世帯主 S : 非自発的失業 (月)													所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																

※*印・S印が示されている月が保険料計算の対象となります。

※G : 擬制世帯主とは国保加入者ではない世帯主のことです。

國 民 健 康 保 險 料 個 人 明 細 書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 擬制世帯主 S : 非自発的失業者 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															

※個人毎の所得割額・均等割額と平等割額の合計が、保険料となります。

ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。

※限度超過世帯の被保険者人数に異動（増減）や総所得の変更があっても年間保険料に変更がない場合があります。

变更理由

※保険料や納付方法等に変更があった場合に記載しています。

口座振替納付通知書

氏名		通知書番号	
----	--	-------	--

●振替口座

金融機関名			
口座種別		口座番号	
名義人			

●口座振替日及び保険料

口座振替日	
保険料	円

※ 口座振替日に、指定された口座から自動的に引き落とされます。

1 保険料賦課の根拠となった法律及び条例

国民健康保険法第76条及び松江市国民健康保険条例第11条の規定に基づき賦課しています。納付義務者は国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主となっています。

2 督促及び滞納処分

納期限までに保険料が完納されないときは、督促状を発し督促手数料80円を徴収します。督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに督促に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分をすることがあります。

3 延滞金の計算

納期限までに保険料を完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額(1,000円未満の端数は切り捨て、2,000円未満はその全額を切り捨て)に、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3%)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、年14.6%及び年7.3%は、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%を加算した割合)が年7.3%に満たない場合には、年14.6%については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%)とします。延滞金の額は、100円未満の端数金額を切り捨て、1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

4 審査請求及び取消訴訟

この納付通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納付通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 通知した保険料の額について

同一世帯の国民健康保険の被保険者全員に係る保険料の合計額を通知しています。

<改正前>

様式第10号(第20条関係)

年度 国民健康保険料 納付通知書

記号・番号
通知書番号

あなたの国民健康保険料について次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

松江市長
氏名 印

前回決定額	円
今回決定額	円

国民健康保険料 賦課明細書

区分	所得割			均等割			平等割	算出合計額 A=③+⑥+⑦
	所得割の元となる額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤		
変更前	医療分	円	%	円	人	円	円	円
	後期高齢者支援金分	円	%	円	人	円	円	円
	介護分	円	%	円	人	円	円	円
変更後	医療分	円	%	円	人	円	円	円
	後期高齢者支援金分	円	%	円	人	円	円	円
	介護分	円	%	円	人	円	円	円

区分	軽減額		限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減免額 ⑪	年間保険料 (A-⑧-⑨+⑩-⑪)	前回決定額 円
	軽減	⑧					
変更前	医療分	円	円	円	円	円	円
	後期高齢者支援金分		円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円
変更後	医療分	円	円	円	円	円	円
	後期高齢者支援金分		円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円

※ 内訳等については、4・5ページをご覧ください。

※ 軽減額⑧欄中の「軽減」は、所得に応じて軽減される割合を記載しています。

※ 介護分は、40歳以上65歳未満の方に賦課されます。

※ 限度額は下記の金額です。

医療分	円
後期高齢者支援金分	円
介護分	円

年度

※ 変更前の保険料を納付済みの場合は、変更後保険料との差額を納付していただきます。

※ 普通徴収は納付書又は口座振替で納付してください。

※ 特別徴収は右記の年金から引き去りされます。

特別徴収義務者
特別徴収対象年金

國民健康保険料個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	*:国保加入者 G:擬制世帯主 S:非自発的失業 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															
	医療															
	支援金															
	介護															

※ *印・S印が示されている月が保険料計算の対象となります。

※ G : 擬制世帯主とは国保加入者ではない世帯主のことです。

國民健康保険料個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 擬制世帯主 S : 非自発的失業 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																

※ 個人毎の所得割額・均等割額と平等割額の合計が、保険料となります。

ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。

※ 限度超過世帯の被保険者人数に異動(増減)や総所得の変更があっても年間保険料に変更がない場合があります。

变更理由

※ 保険料や納付方法等に変更があった場合に記載しています。

口座振替納付通知書

氏名		通知書番号	
----	--	-------	--

■ 振替口座

金融機関名			
口座種別		口座番号	
名義人			

■ 口座振替日及び保険料

口座振替日	
保険料	円

※ 口座振替日に、指定された口座から自動的に引き落とされます。

1 保険料賦課の根拠となった法律及び条例

国民健康保険法第76条及び松江市国民健康保険条例第11条の規定に基づき賦課しています。納付義務者は国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主となっています。

2 督促及び滞納処分

納期限までに保険料が完納されないときは、督促状を発し督促手数料80円を徴収します。督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに督促に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分をすることがあります。

3 延滞金の計算

納期限までに保険料を完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額(1,000円未満の端数は切り捨て、2,000円未満はその全額を切り捨て)に、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3%)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、年14.6%及び年7.3%は、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%を加算した割合)が年7.3%に満たない場合には、年14.6%については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%)とします。延滞金の額は、100円未満の端数金額を切り捨て、1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

4 審査請求及び取消訴訟

この納付通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納付通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 通知した保険料の額について

同一世帯の国民健康保険の被保険者全員に係る保険料の合計額を通知しています。

様式第 10 号(第 19 条関係)

通知書番号	
保険証番号	

年度国民健康保険料を下記のとおり
決定（更正）いたしましたので通知します。

年 月 日

松江市長
氏名

印

年度 国民健康保険料 決定（更正）通知書

	更正前	更正後	増減
決定 保険料	円	円	円

※ 賦課明細は次頁のとおり。

(单位: 円)

金融機関名
口座種別
振替区分
口座番号
口座名義人

特 別 徵 収 月 別 納 付 額					
月別	引落日	更正前	更正後	納付済額	今回納付額
4月					
6月					
8月					
10月					
12月					
2月					

(単位：円)

保険料納付方法等	
徴収方法	
納付義務者	
生年月日	
性別	
住所	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	

更正事由			
異動年月日	届出年月日	理由	氏名

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に島根県国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として（訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります）、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を終ないことにつき正当な理由があるとき。

〈お問い合わせ先〉

通知書番号	
保険証番号	

国民健康保険料決定の明細

(単位 : 円)

	賦課明細	更正前	更正後	増減
医療分	所得割額	基礎額		
	資産割額	基礎額		
	均等割額	被保数		
		平等割額		
		算出額		
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
	限度超過額			
	年間保険料			
	増減調整額			
	条例減免額			
	減免額			
	(A) 医療分保険料額			
支援金分	所得割額	基礎額		
	資産割額	基礎額		
	均等割額	被保数		
		平等割額		
		算出額		
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
	限度超過額			
	年間保険料			
	増減調整額			
	条例減免額			
	減免額			
	(B) 支援金分保険料額			
介護分	所得割額	基礎額		
	資産割額	基礎額		
	均等割額	被保数		
		平等割額		
		算出額		
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
	限度超過額			
	年間保険料			
	増減調整額			
	減免額			
	(C) 介護分保険料額			

(単位 : 円)

決定額		更正前	更正後	増減
	決定保険料額(A)+(B)+(C)			
	内訳 (再掲)	医療保険分		
		支援金分		
		介護保険分		

松江市

年度 国民健康保険料 領収済通知書 (公)

加入者名	口座番号	金額	
賦課年度	対象年度	通知書番号	期別
記号・番号	納期限	支払期限	
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼			
督促手数料	延滞金(報奨金)	合計	領収日付印
氏名 納付者	(CVS収納用)		
取扱 用 等	収納代行：XXサービス (松江市/コンビニ本部保管)		

松江市 年度 国民健康保険料 領収済通知書 (公)

納付者氏名
賦課年度
対象年度
科目
通知書番号
保険証番号
期別
納期限
金額
督促料
延滞金
報奨金
合計
取扱期限

松江市 年度 国民健康保険料 領収証書 (公)

納付者氏名
賦課年度
対象年度
科目
通知書番号
保険証番号
期別
納期限
金額
督促手数料
延滞金
報奨金
合計
支払期限

年月日 松江市長 氏名 印

取扱代行：XXサービス
(松江市/コンビニ本部保管)

取扱代行：XXサービス
(金融機関/コンビニ店舗保管)

年度 国民健康保険料

松江市 年度 国民健康保険料 領収証書 (公)

納付者氏名
賦課年度
対象年度
科目
通知書番号
保険証番号
期別
納期限
金額
督促手数料
延滞金
報奨金
合計
支払期限

年月日

松江市長 氏名 印

取扱代行：XXサービス
(松江市/コンビニ本部保管)

取扱代行：XXサービス
(金融機関/コンビニ店舗保管)

●請求書発行者とコンビニエンスストア等とは収納事務委託契約を締結しています。この契約に基づき、コンビニエンスストア等は請求書発行者に代わり請求金額を「代理受領」しています。

●金額訂正した場合、バーコードの印字がない場合、バーコードの読み取りができない場合、納付額が30万円を超える場合、コンビニエンスストア等ではお取り扱いできません。

●収納票のコピー、バーコードの写真やスクリーンショットによるお支払いはできません。

●納付者控及びレシートは払込みの証拠になるため、受領後、大切に保管してください。

お問い合わせ先

納付場所

<改正前>

様式第11号(第20条関係)

A large, empty rectangular frame with a thin black border, occupying most of the page.

通知書番号
記号・番号

年度国民健康保険料を下記のとおり決定(更正)いたしましたので通知します。

月 日

印

年度 国民健康保険料 決定(更正)通知書

	更正前	更正後	増減
決定 保険料	円	円	円

※ 賦課明細は次頁のとおり。

(单位: 田)

金融機関名
口座種別
振替区分
口座番号
口座名義人

(单位: 田)

保険料納付方法等	
徴収方法	
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	

更正事由			
異動年月日	届出年月日	理由	氏名

【通知・決定に対する不服申立てについて】

この納付通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納付通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります)、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【お問い合わせ先】

通知書番号	
記号・番号	

国民健康保険料決定の明細

(単位：円)

賦課明細		更正前	更正後	増減
医療保険分	所得割額	基礎額 ×		
	資産割額	基礎額 ×		
	均等割額	被保数 × 円		
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定		
		均等割額		
		平等割額		
	限度超過額			
	年間保険料			
	増減調整額			
	条例減免額			
	減免額			
(A) 医療分保険料額				
支援金分	所得割額	基礎額 ×		
	資産割額	基礎額 ×		
	均等割額	被保数 × 円		
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定		
		均等割額		
		平等割額		
	限度超過額			
	年間保険料			
	増減調整額			
	条例減免額			
	減免額			
(B) 支援金分保険料額				
介護保険分	所得割額	基礎額 ×		
	資産割額	基礎額 ×		
	均等割額	被保数 × 円		
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定		
		均等割額		
		平等割額		
	限度超過額			
	年間保険料			
	増減調整額			
	減免額			
(C) 介護分保険料額				

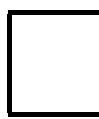
(単位：円)

		更正前	更正後	増減
決定額	決定保険料額(A) + (B) + (C)			
	内訳 (再掲)	医療保険分		
		支援金分		
		介護保険分		

④ 松江市

年度 国民健康保険料 領収済通知書

加入者名	口座番号	金額	
賦課年度	対象年度	通知書番号	期別
照会コード	納期限	コンビニ取扱期限	



督促手数料	□□□	延滞金	□□□□□□□□□□	合計
円	円	円	円	円

納付者氏名	(CVS収納用)	領収日付印
コンビニ収納用		

④ 松江市
加入者名
口座番号

年度 国民健康保険料

納付書(原符)

納付者氏名	
賦課年度	対象年度
通知書番号	
期別	照会コード
納期限	
金額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
コンビニ取扱期限	

(主管課名)	領収日付印
取納代行 CNS	

切り取らないでお出しください。

年度 国民健康保険料

松江市 領収証書

加入者名
口座番号

納付者氏名
科目 照会コード

賦課年度 対象年度 通知書番号 期別

金額 円

督促手数料 延滞金 円 円

合計 円

納期限

コンビニ取扱期限

年月日

松江市長 氏名 印

本書の金額を領収しました。

④

松江市 領収証書

●松江市が提携するコンビニエンスストア及びスマートフォン決済事業者では松江市に代わり、国民健康保険料を代理受領しています。

●領収証書及びレシートは払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

●30万円を超える場合、バーコードが印字されていない又は読み取れない場合、コンビニ取扱期限を過ぎている場合、金額が訂正されている場合は、コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでは納付できません。

お問い合わせ先

納付場所

通知書番号	
保険証番号	

年度国民健康保険料を下記のとおり
決定（更正）いたしましたので通知します。

令和 年 月 日

松江市長

氏名

印

年度 国民健康保険料 決定(更正)通知書

	更正前	更正後	増減
決定 保険料	円	円	円

※ 賦課明細は次頁のとおり。

金融機関名
口座種別
振替区分
口座番号
口座名義人

保険料納付方法等	
徴収方法	
納付義務者	
生年月日	
性別	
住所	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に島根県国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として（訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります）、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

〈お問い合わせ先〉

通知書番号	
保険証番号	

国民健康保険料決定の明細

(単位 : 円)

賦課明細		更正前	更正後	増減
医療分	所得割額	基礎額		
	資産割額	基礎額		
	均等割額	被保数		
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
	限度超過額			
支援金分	年間保険料			
	増減調整額			
	条例減免額			
	減免額			
	(A) 医療分保険料額			
	所得割額	基礎額		
	資産割額	基礎額		
	均等割額	被保数		
	平等割額			
	算出額			
介護分	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
	限度超過額			
	年間保険料			
	増減調整額			
	条例減免額			
	減免額			
	(B) 支援金分保険料額			
介護分	所得割額	基礎額		
	資産割額	基礎額		
	均等割額	被保数		
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
	限度超過額			
(C) 介護分保険料額				

(単位 : 円)

決定額			更正前	更正後	増減
	決定保険料額(A)+(B)+(C)				
内訳 (再掲)	医療保険分				
	支援金分				
	介護保険分				

松江市

年度 国民健康保険料 領収済通知書 **公**

加入者名	口座番号	金額	
賦課年度	対象年度	通知書番号	期別
記号・番号	納期限	支払期限	
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼			
督促手数料	延滞金(報奨金)	合計	領収日付印
氏 納付名者	(CVS収納用)		
取 納 用 コンビニ等	収納代行：XXサービス (松江市/コンビニ本部保管)		

松江市 年度 国民健康保険料 **真特葉抵込書類** **公**

納付者氏名	
賦課年度	対象年度
通知書番号	保険証番号
期 別	
納 期 限	
金 額	円
督 促 料	円
延 滞 金	円
報 奨 金	円
合 計	円
取扱期限	

松江市 年度 国民健康保険料 **領収証書** **公**

納付者氏名	
賦課年度	
対象年度	
科 目	
通知書番号	
保険証番号	
期 別	
納 期 限	
金 額	円
督 促 手数料	円
延 滞 金	円
報 奨 金	円
合 計	円
支 払 期 限	

年 月 日 松江市長 氏 名 **印**

(主管課名) 領収日付印

収納代行：XXサービス
(金融機関/コンビニ店舗保管)

年度 国民健康保険料

松江市 年度 国民健康保険料 **領収証書** **公**

納付者氏名	
賦課年度	
対象年度	
科 目	
通知書番号	
保険証番号	
期 別	
納 期 限	
金 額	円
督 促 手数料	円
延 滞 金	円
報 奨 金	円
合 計	円
支 払 期 限	

年 月 日

松江市長 氏 名 **印**

領収日付印

収納代行：XXサービス
(金融機関/コンビニ店舗保管)

●請求書発行者とコンビニエンスストア等とは収納事務委託契約を締結しています。この契約に基づき、コンビニエンスストア等は請求書発行者に代わり請求金額を「代理受領」しています。

●金額訂正した場合、バーコードの印字がない場合、バーコードの読み取りができない場合、納付額が30万円を超える場合、コンビニエンスストア等ではお取り扱いできません。

●収納票のコピー、バーコードの写真やスクリーンショットによるお支払いはできません。

●納付者控及びレシートは払込みの証拠になるため、受領後、大切に保管してください。

お問い合わせ先

納付場所

<改正前>

A large, empty rectangular frame with a thin black border, centered on a white background.

通知書番号	
記号・番号	

年度国民健康保険料を下記のとおり決定(更正)いたしましたので通知します。

年 月 日

松江市長 印
氏名

年度 国民健康保険料 決定(更正)通知書

(年度分)

	更正前	更正後	増減
決定 保険料	円	円	円

※ 賦課明細は次頁のとおり。

(单位: 田)

金融機関名
口座種別
振替区分
口座番号
口座名義人
納組コード
納組名称

保険料納付方法等	
徴収方法	
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	

期別	納期限	更正前	更正後	

更正事由			
異動年月日	届出年月日	理由	氏名

【通知・決定に対する不服申立てについて】

この納付通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納付通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります)、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【お問い合わせ先】

通知書番号	
記号・番号	

国民健康保険料決定の明細

(単位：円)

賦課明細		更正前	更正後	増減	
医療保険分	所得割額	基礎額 ×			
	資産割額	基礎額 ×			
	均等割額	被保数 × 円			
	平等割額				
	算出額				
	政令軽減額	判定			
		均等割額			
		平等割額			
	限度超過額				
	年間保険料				
	増減調整額				
	条例減免額				
	減免額				
	(A) 医療分保険料額				
支援金分	所得割額	基礎額 ×			
	資産割額	基礎額 ×			
	均等割額	被保数 × 円			
	平等割額				
	算出額				
	政令軽減額	判定			
		均等割額			
		平等割額			
	限度超過額				
	年間保険料				
	増減調整額				
	条例減免額				
	減免額				
	(B) 支援金分保険料額				
介護保険分	所得割額	基礎額 ×			
	資産割額	基礎額 ×			
	均等割額	被保数 × 円			
	平等割額				
	算出額				
	政令軽減額	判定			
		均等割額			
		平等割額			
	限度超過額				
	年間保険料				
	増減調整額				
	減免額				
	(C) 介護分保険料額				
(単位：円)					
決定額			更正前	更正後	増減
	決定保険料額(A) + (B) + (C)				
	内訳 (再掲)	医療保険分			
		支援金分			
		介護保険分			

④ 松江市

年度 国民健康保険料 領収済通知書

加入者名	口座番号	金額	
賦課年度	対象年度	通知書番号	期別
照会コード	納期限	コンビニ取扱期限	



督促手数料	□□□	延滞金	□□□□□□□□□□	合計
納付者氏名				

コ ン ビ ニ 收 納 用	(CVS収納用)	領収日付印

④ 松江市 加入者名 口座番号

年度 国民健康保険料

納付書(原符)

納付者氏名

賦課年度 対象年度

通知書番号

期別 照会コード

納期限

金額 円

督促手数料 円

延滞金 円

合計 円

コンビニ取扱期限

切り取らないでお出しください。

(主管課名) 領収日付印

取納代行 CNS

年度 国民健康保険料

年月日

松江市長 氏名 印

④

松江市 領収証書

加入者名
口座番号

納付者氏名			
科目	照会コード		
賦課年度	対象年度	通知書番号	期別
金額			
督促手数料 円	延滞金 円		
合計 円			
納期限			
コンビニ取扱期限			

本書の金額を領収しました。	領収日付印
---------------	-------

●松江市が提携するコンビニエンスストア及びスマートフォン決済事業者では松江市に代わり、国民健康保険料を代理受領しています。

●領収証書及びレシートは払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

●30万円を超える場合、バーコードが印字されていない又は読み取れない場合、コンビニ取扱期限を過ぎている場合、金額が訂正されている場合は、コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでは納付できません。

お問い合わせ先

納付場所

年 月 日

松江市長

氏 名

印

年度分国民健康保険料 仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

世帯主氏名				保険証番号			
生年月日			性別				
住 所							
仮徴収決定額	円						

年度 特別徴収 仮徴収額 算定明細

年間保険料額		1回あたりの仮徴収額
円	×一	円

◎前年度より特別徴収されている方は、
2月分と同額の保険料が特別徴収されます。
年度仮徴収額 = 2月の特別徴収額 × 3

年間保険料に1/6をかけた額(ただし100円未満切捨)が年金支給額から天引きされます。

年度 特別徴収 月別仮徴収額

徴収月	仮徴収額	年金支給月
	円	
	円	
	円	
仮徴収合計額	円	

保険料納付方法等

徴収方法	
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	
特別徴収 対象年金額	円

月以降の保険料については、別途通知します。

月以降の保険料合計額は、年間決定額から 月、
月、 月に仮徴収した保険料の合計額を差し引いた
額になります。

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に島根県国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります)、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

〈お問い合わせ先〉

年度 国民健康保険料 仮徴収額決定通知書

年 月 日

松江市長 氏名 印

年度分国民健康保険料 仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

世帯主氏名		記号・番号	
-------	--	-------	--

仮徴収決定額	円
--------	---

年度 特別徴収 月別仮徴収額

徴収月	仮徴収額	年金支給月
	円	
	円	
	円	
仮徴収合計額	円	

保険料納付方法等

徴収方法	
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	

月以降の保険料については、別途通知をします。

月以降の保険料合計額は、年間決定額から 月、
 月、 月に仮徴収した保険料の合計額を差し引いた
 額になります。

【通知・決定に対する不服申立てについて】

この納付通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納付通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります)、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

年 月 日

松江市長

氏 名

印

年度分国民健康保険料 仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

世帯主氏名			保険証番号		
生年月日				性別	
住 所					

変更前仮徴収決定額	変更後仮徴収決定額
円	円

年度 特別徴収 月別仮徴収額

徴収月	変更前	変更後
	円	円
	円	円
	円	円
仮徴収合計額	円	円

保険料納付方法等

徴収方法	
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	
特別徴収 対象年金額	円

月以降の保険料については、別途通知をします。

月以降の保険料合計額は、年間決定額から 月、

月、月に仮徴収した保険料の合計額を差し引いた額になります。

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として（訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります）、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

〈お問い合わせ先〉

年度 国民健康保険料 仮徴収額変更決定通知書

年 月 日

松江市長
氏名 印

年度分国民健康保険料 仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

世帯主氏名		記号・番号	
-------	--	-------	--

変更前仮徴収決定額	変更後仮徴収決定額
円	円

年度特別徴収月別仮徴収額

徴収月	変更前	変更後
	円	円
	円	円
	円	円
仮徴収合計額	円	円

保険料納付方法等

徴収方法	
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	

月以降の保険料については、別途通知をします。
 月以降の保険料合計額は、年間決定額から 月、
 月、 月に仮徴収した保険料の合計額を差し引いた
 額になります。

【通知・決定に対する不服申立てについて】

この納付通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納付通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります)、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

年 月 日

松江市長

氏 名

印

年度分国民健康保険料 仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

世帯主氏名			保険証番号			
生年月日						
住 所						

変更前仮徴収決定額	変更後仮徴収決定額

度 特別徴収 月別仮徴収額

徴収月	変更前	変更後
月		
月		
月		
仮徴収合計額		

保険料納付方法等

徴収方法	特別徴収
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	
特別徴収 対象年金額	

月以降の保険料については、別途通知をします。
 月以降の保険料合計額は、年間決定額から 月、
 月、 月に仮徴収した保険料の合計額を差し引いた
 額になります。

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として（訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります）、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1)審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2)処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

<お問い合わせ先>

<改正前>

様式第15号(第20条関係)

年度 国民健康保険料 仮徴収額停止決定通知書

年 月 日

松江市長 氏名 印

年度分国民健康保険料 仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

世帯主氏名		記号・番号	
-------	--	-------	--

変更前仮徴収決定額	変更後仮徴収決定額
円	円

年度 特別徴収 月別仮徴収額

徴収月	変更前	変更後
	円	円
	円	円
	円	円
仮徴収合計額	円	円

保険料納付方法等

徴収方法	
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	

【通知・決定に対する不服申立てについて】

この納付通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納付通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります)、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1)審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2)処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

<改正後>

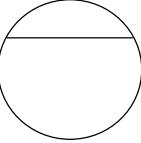
<div style="text-align: center; border-radius: 50%; padding: 10px; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: auto;"> 料金後納 郵便 </div> <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>お問い合わせ先</p> </div>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 島根県松江市 納付書（納入済通知書） (公) </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>口座番号</td><td>加入者名</td></tr> <tr><td>年度</td><td>未納額 円</td></tr> <tr><td></td><td>督促手数料 円</td></tr> <tr><td>納付義務者 様</td><td>延滞金 円</td></tr> <tr><td>通知書番号</td><td>合計金額 円</td></tr> <tr><td></td><td>納期限</td></tr> <tr><td></td><td>指定期限</td></tr> </table> <div style="margin-top: 20px;"> CVS等取納用 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;"> <p>コンビニバーコード</p> <p>取納代行業者： バーコード使用期限</p> <p>上記のとおり領収しましたので通知します。</p> </div> <div style="flex: 1;"> <p>領収日付印</p> <p>取りまとめ金融機関 松江市保管・コンビニ本部控</p> </div> </div> </div>	口座番号	加入者名	年度	未納額 円		督促手数料 円	納付義務者 様	延滞金 円	通知書番号	合計金額 円		納期限		指定期限	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 島根県松江市 納付書(原符) (公) </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>口座番号</td><td>加入者名</td></tr> <tr><td>年度</td><td>期別</td></tr> <tr><td colspan="2">納付義務者 様</td></tr> <tr><td>通知書番号</td><td></td></tr> <tr><td>未納額</td><td>円</td></tr> <tr><td>督促手数料</td><td>円</td></tr> <tr><td>延滞金</td><td>円</td></tr> <tr><td>合計金額</td><td>円</td></tr> <tr><td>納期限</td><td></td></tr> <tr><td>指定期限</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">備考</td></tr> </table> <div style="margin-top: 20px; text-align: right;"> <p>上記の金額が未納となっていますので、指定期までに至急納付してください。すでに納付済の場合は、行き違いにつき御了承ください。 年月日現在の納付状況にもとづいています。</p> <p>年月日 島根県松江市長 氏名 印</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>上記のとおり納付します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;"> <p>領収日付印</p> <p>取納代行業者 金融機関・コンビニ等店舗控</p> </div> <div style="flex: 1;"> <p>領収日付印</p> <p>納付書保管及びレシートは、払込の証拠になるため受領後、大切に保管してください。 取納代行業者 取入印紙不要・納付者保管</p> </div> </div> </div>	口座番号	加入者名	年度	期別	納付義務者 様		通知書番号		未納額	円	督促手数料	円	延滞金	円	合計金額	円	納期限		指定期限		備考	
口座番号	加入者名																																					
年度	未納額 円																																					
	督促手数料 円																																					
納付義務者 様	延滞金 円																																					
通知書番号	合計金額 円																																					
	納期限																																					
	指定期限																																					
口座番号	加入者名																																					
年度	期別																																					
納付義務者 様																																						
通知書番号																																						
未納額	円																																					
督促手数料	円																																					
延滞金	円																																					
合計金額	円																																					
納期限																																						
指定期限																																						
備考																																						

納付場所		<p>[ご注意]</p> <ul style="list-style-type: none">○ 督促状発付の日から10日以内に完納されないときは、滞納処分をすることがあります。○ 督促について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。○ 表面の保険料について、松江市国民健康保険条例第32条の規定により、督促状を発付しています。納期限内に納付がないときは、納期限後20日以内に督促状を発することとなっていますのでご了承ください。 <p>本状と行き違いに納付された場合は悪しからずご了承ください。</p> <p>[延滞金の計算]</p> <ul style="list-style-type: none">○ 納期限までに保険料を完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額(1,000円未満の端数は切り捨て、2,000円未満はその全額を切り捨て)に、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3%)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、年14.6%及び年7.3%は、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%を加算した割合)が年7.3%に満たない場合には、年14.6%については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%)とします。延滞金の額は、100円未満の端数金額を切り捨て、1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
お問い合わせ先		<p>お問い合わせ先</p>

<改正前>

様式第 16 号（第 21 条関係）

(表)

 	<p style="text-align: center;">松江市 納付書兼領収済通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">調定</td> <td style="width: 15%;">年度</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>賦課</td> <td>年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">納期限</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">ID 納付額 □□□, □□□, □□□ <input type="checkbox"/> 督促手数料 □□□ 延滞金 □, □□□, □□□ 合計 □□□, □□□, □□□</p> <p style="margin-top: 10px;">(CVS収納用) 取扱代行会社 照会コード コンビニ取扱期限</p> <p style="text-align: right;">(松江市保管・コンビニ本部控)</p>	調定	年度		賦課	年度		納期限			 			 			<p style="text-align: center;">松江市 払込金受領証（原符）</p> <p style="text-align: center;">納付者</p> <p style="text-align: center;">年度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">通知書番号</td> <td style="width: 95%;"></td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(金融機関保管・コンビニ店舗控)</p> <p style="text-align: center;">(納付者控)</p>	通知書番号		納付額	円	督促手数料	円	延滞金	円	合計	円	納期限	
調定	年度																												
賦課	年度																												
納期限																													
通知書番号																													
納付額	円																												
督促手数料	円																												
延滞金	円																												
合計	円																												
納期限																													
		<p>バーコードが印字されていない・読み取れない場合、コンビニ取扱期限を過ぎている場合、金額が訂正されている場合はコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでは納付できません。</p> <p>松江市が提携するコンビニエンスストア及びスマートフォン決済事業者では松江市に代わり、国民健康保険料を代理受領しています。</p>	<p>松江市 督促状 兼 領収証書</p> <p>督促状発付日</p> <p>現在、下記納付が未納になっています。 発付日の翌日から起算して10日以内に納付してください。本状と行き違いに納付された場合は悪しからずご了承ください。</p> <p>納付者</p> <p>通知書番号</p> <p>納付額</p> <p>督促手数料</p> <p>延滞金</p> <p>合計金額</p> <p>納期限</p> <p>松江市長 氏名 印</p> <p>領収日付印</p> <p>上記金額を領収しました。 収納代行 お問い合わせ先は裏面をご覧ください。</p> <p>領収日付印</p> <p>収入印紙不要</p>																										

(裏面)

納付場所

[ご注意]

- 督促状発付の日から10日以内に完納されないときは、滞納処分をすることがあります。
- 督促について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。
- 表面の保険料について、松江市国民健康保険条例第32条の規定により、督促状を発付しています。納期限内に納付がないときは、納期限後20日以内に督促状を発することとなっていますのでご了承ください。

本状と行き違いに納付された場合は悪しからずご了承ください。

[延滞金の計算]

納期限までに保険料を完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額（1,000円未満の端数は切り捨て、2,000円未満はその全額を切り捨て）に、年14.6%（納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までは、年7.3%）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、年14.6%及び年7.3%は、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%を加算した割合）が年7.3%に満たない場合には、年14.6%については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%）とします。延滞金の額は、100円未満の端数金額を切り捨て、1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。